

熊本県公報

号外 第 1 4 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県行政不服審査法等に係る手数料の減免に関する要項の一部を改正する要項……………(県政情報文書課) 1
- 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程……………(危機管理防災課) 1
- 熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数……………(子ども家庭福祉課) 5
- 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の知事が別に定める事項の一部改正……………(県政情報文書課) 5

告 示

熊本県告示第 3 4 7 号の 2

熊本県行政不服審査法等に係る手数料の減免に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政不服審査法等に係る手数料の減免に関する要項の一部を改正する要項
熊本県行政不服審査法等に係る手数料の減免に関する要項(平成 2 8 年熊本県告示第 4
1 2 号の 7)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は第 625 号の 8 から第 625 号の 10 まで」を「、第 625 号の 8 又は第 625 号
の 10」に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審
議会」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 3 4 7 号の 3

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程(昭和 5 3 年熊本県告示第 1 0 3 8 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条第 1 号中「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体」を「電波法(昭和 2 5
年法律第 1 3 1 号。以下「法」という。)第 2 条第 5 号に規定する無線局」に改め、同号
ただし書を削り、同条第 4 号中「多重回線の無線局」を「電波法施行規則(昭和 2 5 年電
波監理委員会規則第 1 4 号)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する固定局」に改め、同条第 5 号
中「無線局」の次に「(前号に規定するものを除く。)」を加え、同条第 7 号中「テレメ
ーター局」を「テレメータ局」に改め、同条第 1 1 号中「無線設備の操作を行う者であつ
て、総務大臣の免許を受けた者」を「法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する無線従事者」に改
め、同条に次の 1 号を加える。

(12) 「主任無線従事者」とは、法第 3 9 条第 1 項に規定する主任無線従事者をいう。

第 6 条第 1 項中「通信取扱責任者」の次に「、主任無線従事者」を加え、同条第 2 項中
「及び移動局」を「、移動局、テレメータ局、航空局、航空機局及び携帯局」に改め、「
管理責任者」の次に「、主任無線従事者」を加え、「おく」を「置く」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「の管理及び」を「を管理し、」に、「あたる」を「従事する」に改
める。

第 1 1 条第 1 項中「電波法(昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号。以下「法」という。)」を「
法」に改める。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(主任無線従事者)

第 1 1 条の 2 各無線局の主任無線従事者は、各無線局の無線従事者のうちから統制局の
管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 各無線局の主任無線従事者は、上司の命を受け、当該無線装置の操作の監督に従事する。

3 法第 40 条第 1 項の資格を有する職員以外の者で、主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事するものは、主任無線従事者の指示に従わなければならない。

別表第 1 の表中「山鹿 9 7 8 番地」を「山鹿 9 8 7 番地 3」に、「河陰 1 4 5 番地 3」を「河陽 1 7 0 5 番地 1」に、「宮園 7 0 2 番地」を「木山 5 9 4 番地」に、「多良木 1 6 4 6 番地」を「多良木 1 6 4 8 番地」に、「深水 2 5 0 0 番地」を「深水 2 5 0 0 番地 1」に、「免田東甲」を「免田東」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「防災熊本県」の次に「・L A S C O M 熊本県熊本携帯基地地球」を加える。

別表第 2 の 2 の表中「移動局」を「陸上移動局」に改める。

別表 2 の 3 の表中

「

固定局	防災上土	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局土 木部	県央広域本部上益城地域振興 局総務出納課長
移動局	防災熊本総庁	熊本県熊本総合庁舎	県央広域本部税務部総務課長

を「

固定局	防災上土	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局土 木部	県央広域本部上益城地域振興 局総務出納課長
-----	------	------------------------------	--------------------------

に、
「

固定局	防災市房ダム	熊本県市房ダム管理 所	市房ダム管理所管理課長
移動局	防災亀川ダム	熊本県亀川ダム管理 所	天草広域本部天草地域振興局土 木部工務第二課長

を「

固定局	防災市房ダム	熊本県市房ダム管理 所	市房ダム管理所管理課長
-----	--------	----------------	-------------

に、
「

固定局	防災石打ダム	熊本県石打ダム管理 所	県央広域本部宇城地域振興局土 木部工務課長
移動局	防災路木ダム	熊本県路木ダム管理 所	天草広域本部天草地域振興局土 木部工務第二課長
移動局	防災上津浦ダム	熊本県上津浦ダム管 理所	天草広域本部天草地域振興局土 木部工務第一課長
固定局	防災船津ダム	熊本県下益城郡美里 町湧井 船津ダム見 張所	発電総合管理所長
固定局	防災都呂々ダム	熊本県都呂々ダム管 理事務所	都呂々ダム管理事務所長

を「

固定局	防災石打ダム	熊本県石打ダム管理 所	県央広域本部宇城地域振興局土 木部工務課長
固定局	防災船津ダム	熊本県船津ダム見張 所	発電総合管理所長

に改める。

別表第 2 の 4 の (1) の表を次のように改める。

無線局 の種別	識別信号	常置場所	管理責任者
陸上移 動局	防災熊本総庁	熊本県熊本総合庁舎	県央広域本部税務部総務課長
陸上移 動局	防災熊本港	熊本県熊本港管理事 務所	熊本港管理事務所長

陸上移動局	防災八代港	熊本県八代港管理事務所	八代港管理事務所長
陸上移動局	防災三角港	熊本県三角港管理事務所	三角港管理事務所長
陸上移動局	防災水俣港	熊本県水俣港管理事務所	水俣港管理事務所長
陸上移動局	防災亀川ダム	熊本県亀川ダム管理事務所	天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長
陸上移動局	防災路木ダム	熊本県路木ダム管理事務所	天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長
陸上移動局	防災上津浦ダム	熊本県上津浦ダム管理事務所	天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長
陸上移動局	防災都呂々ダム	熊本県都呂々ダム管理事務所	都呂々ダム管理事務所長
陸上移動局	防災農研センター	熊本県農業研究センター	農業研究センター管理部総務課長
陸上移動局	防災消防学校	熊本県消防学校	消防学校長
陸上移動局	防災水俣保健所	熊本県水俣保健所	水俣保健所長
陸上移動局	防災坪井川遊水地	熊本県坪井川遊水地管理事務所	県央広域本部土木部工務管理課長
陸上移動局	防災消防航空センター	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災天草空港	熊本県天草空港管理事務所	天草空港管理事務所長

別表第 2 の 4 の(2)のアの表中「移動局」を「陸上移動局」に改める。

別表第 2 の 4 の(2)のイの表中

「

移動局	防災熊本消防
移動局	防災宇城消防
移動局	防災有明消防
移動局	防災山鹿消防
移動局	防災菊池消防
移動局	防災阿蘇消防
移動局	防災上益城消防
移動局	防災八代消防
移動局	防災水俣芦北消防
移動局	防災人吉下球磨消防
移動局	防災上球磨消防
移動局	防災天草消防
移動局	防災日赤熊本
移動局	防災阿蘇山上

を「

陸上移動局	防災熊本消防
陸上移動局	防災宇城消防
陸上移動局	防災有明消防
陸上移動局	防災山鹿消防
陸上移動局	防災菊池消防
陸上移動局	防災阿蘇消防
陸上移動局	防災上益城消防
陸上移動局	防災八代消防
固定局	防災水俣芦北消防
陸上移動局	防災人吉下球磨消防
陸上移動局	防災上球磨消防
陸上移動局	防災天草消防
陸上移動局	防災日赤熊本
陸上移動局	防災阿蘇山上

に、「

移動局	防災熊本海保
移動局	防災熊本空港

熊本県告示第347号の4

平成29年3月31日熊本県告示第425号の2（熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 中「あつては14人」を「あつては17人」に、「あつては4人」を「あつては6人」に改める。

2 中「、2人とする」を「2人と、熊本県八代児童相談所のにあつては1人とする」に改める。

熊本県告示第347号の5

平成25年4月5日熊本県告示第447号（熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 3 の次に次のように加える。

1 4 平成2年オウム真理教波野村進出に関する事項